

天童市部活動地域移行検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 天童市における部活動の段階的な地域移行に関して、有識者による検討を行うため、天童市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築に関すること。
- (2) 教員の働き方改革の推進に関すること。
- (3) 前2号の両立に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討委員会は16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 天童市スポーツ協会会長
- (2) 天童市スポーツ少年団本部長
- (3) 天童市芸術文化協会会長
- (4) 天童市教育委員会教育長
- (5) 天童市教育委員会教育次長
- (6) 天童市立各中学校校長
- (7) 天童市PTA連合会会長
- (8) 天童市立各中学校PTA会長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和8年3月31日までとする。

2 委員の欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は教育長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

3 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、及び議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 検討委員会の事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の効力)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。